

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會會議錄第十八号

(二七六)

昭和二十三年五月七日(金曜日)
午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 鍛冶 良作君 八並 達雄君

岡井 藤志郎君 角田 幸吉君

佐藤 昌三君 花村 四郎君

明禮 輝三郎君 池谷 信一君

石井 繁九君 柳原 千代君

山中 露史君 打出 信行君

中村 俊夫君 中村 又一君

吉田 安君

出席國務大臣 吉田 均君

出席閣議理大臣 青田 均君

出席政府委員 國務大臣 鈴木 義男君

法務政務次官 松永 義雄君

大藏事務官 今井 一男君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

専門調査員 小本 貞一君

五期六日委員長松永義雄君の補欠として井伊誠一君が議長の指名で委員長に選任された。

本日の會議に付した事件

裁判官の報酬に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

○井伊委員長 會議を開きます。

この際ちよつと御挨拶を申し上げたいと思ひます。このたび私皆様方の御推戴によりまして、司法委員長に就任することに相なりました。感激をいたしております。淺学非才であり、その

上法規や典範などには一向不慣れなものでありますので、はたしてこの重責を果し得るや否やについて、非常な懸念をもつておるのをごさいます。たださいわいに委員諸君の御支持と御鞭撻をいただきますならば、あるいは大過なくその職責を果し得るのではないかと申しておるのでございます。何とぞよろしくお願いをいたしたいと思ひます。(拍手)

○井伊委員長 井伊 誠一君

○明禮委員 私はこの法律案の趣旨、特に裁判官並びに檢察官の待遇を改善しなければならぬことは、もとより当然であります。他の行政官あるいは他の官吏の方より、特別に優遇する地位を與えられんことを希望するものであります。しかしながら、私どもちよつとこの法案が出てまいりましたので、この機会におきまして、この俸給令と申しますが、裁判官の待遇報酬と申しますが、要するに官吏の俸給待遇が順々に改められてくるものであることは、ここに申し上げるまでもないと思ひます。そう考えてまいりますと、一休現在の日本の経済状態において、どの程度までこれが改善をやつていくべきものであるかという線がなければならぬのであらうと思ひ、限度があるということにならうと思ふのであります。そこで私は大蔵省當局、安本當局にお伺いをして、こ

の点に対して日本の根本的な、経済的な立場から、俸給令あるいは給與令、あるいは報酬等に関する法律案の審査を進めていかねばならぬと思ひ、あります。そこでいさゝか問題が、檢察廳の待遇案が出ておりますが、これによつていきますと、今までの給與令からどの程度上つていくものかというふうなことになるのであります。予算の上からいきますと、今度の給與令によりますと、全國の裁判官、檢察官に対する總予算がどのくらいになつておるのであります。ところがこれが改正されるについての總予算を承りたいのであります。

○松永政府委員 ただいま明禮君の御質問のうち、このたびの法案によりまして、檢察官並びに檢察の給料の總額がどれくらいになるかという御質問でございますが、その額は予算上七千三百三十九万七千四百八円とあります。これは檢察官並びに副檢察の増額概算額であります。なおまた裁判官の報酬に關しましては、その予算増額となる額は、一億四千四百七十二万五千四百円となります。

○明禮委員 もう一つお伺ひしたい。今増額が出ましたが、それでは檢察、副檢察の今までの給與令による予算が何ほ、それから裁判官の方が今までの給與令による何ほ。それを一つお伺ひしたいと思ひます。

○松永政府委員 明禮君にお答えいたします。御趣旨に副うことができないのは、まことに遺憾でございますが、近いうちすぐ調べてお届けいたしますから、よろしく。

○明禮委員 そういたしますと、今こへ出ておるのが檢察、副檢察、あるいは裁判官であります。その他の行政官あるいは一般官吏の待遇案については、大蔵省の方でおわかりになつておると思いますが、今後どういふふうになつていくのか。多分そういう待遇改善と言ひますか、給與令の改正と言ひますか、できるはずであります。その点については御説明を承りたい。

○今井政府委員 一般行政官につきましては、御承知の臨時給與委員會におきまして、二千九百二十円ベースといふ結論が出まして、それを実施するたため、組合側と團體交渉を重ねまして、話がまとまつた結果、法律案にいたしまして、ただいま關係方面の了解を得る手続中でありまして、おそろく兩三日中に國會の御審議におまわしできるではないかと存じております。

○明禮委員 そういたしますと、その一般行政官に対する二千九百二十円ベースの予算が關係方面へ出ておる。その大体の予算額を、増額になる部分だけでもよろしくうございしますが、説明していただきたい。どれくらいになるのですか。

○今井政府委員 きわめて大ざつばな数字を申し上げますと、概算約二百億円になります。

○明禮委員 増額部分ですか。

○今井政府委員 そうです。

○明禮委員 そなたでこの間公聴会と言ひますか、供述人からいろいろと難いのであります。現在の裁判官の報酬所長官一萬八千円とありますが、この一萬八千円という中には、労働所得税が含まれて、一萬二千円程度しか手にはいらぬように聞いておるのです。その次の一萬七千円の部分については、手取り一萬一千円くらいというふうなこの間聞いたのであります。これを例といたしまして、この東京高等裁判所長官、あるいは普通の高等裁判所長官の実収は一体どれくらいになるお見込みでありますか。できればその数字を示していただきたいのであります。なおこれについては家族手当あるいは時間外手当その他いろいろのものがあるやうであります。この点についてもわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○松永政府委員 ただいまの明禮君の御質問に対しての直接の答えにはなないと思ひますが、足りない点は何れ文書でもつてお届けいたすことにしまして、御参考までに、その他の判事について一應ここでその数字のあり方を申し上げてみたいと存じます。判事補六号、同僚檢察官十二号、これは初任給でございますが、三千五百円が身俸、俸給になります。独身者と仮定いたしますと、扶養手当はもらえないことになりまして、その点は算入いたしません。勤務地手当がもらえるといひますと、それが千五百円、三千五百

円と千五百円を加えたものが合計四千五百五十円となります。それから税金を差引きますと、手取が三千六百二十円になります。それから判事の五号、同様検事の四号、これが、中堅級になる方々であり、その俸給は一万円、三人家族として、扶養手当が六百七十五円、勤務地手当が三千二百三十三円、合計一万三千八百七十八円、税を引きました手取金額が八千七百七円となります。それから判事二号、同様検事一号、これは所長級、検事正級であります。その俸給は一万三千円、扶養手当が五人として千二百二十五円、勤務地手当が四千二百三十八円、合計一万八千三百六十三円、税を引きました手取金額が一万六千四百四十四円となります。

○明議委員 御説明を承つてみて、私も非常に驚くのですが、今の所長級の人が、相当長い間判検事をやつておつて、一万八千円だけ紙をもらつて、結局手に入るのは一万円で八千いくら運い、また中堅級の人でも五千いくら運い、初任給の人で約九百いくら運う。とにかくもたいへんに税金が引かれるのであります。私はこの勤務所得税は、これは勤務所得税が主となると思ひますが、これでやりますと、勤務所得税だけのせたまものが、世の中の物價統計にみれば出てくるわけで、今給料をかりにここできめましますに、この表の一番上の判事補の初任給の六号、検事の十二号としてやりますならば、この人の給料は、税金なんかさういふものはかけないやうにしてやつて、三千六百二十円とすればいいじやないか、もとの三千五百円というものもつと減つて、三千円をもつと下るでしよう。

それから最高の所長級の人にしても、一万三千円というものは、俸給が一万円としてみても、要するに一万円とれるような数字にすればいいと思ひます。これだけ給料の点において上つていっていることは、すべて物價体系に影響するものが多いと私は思ふ。結局勤務所得者によつてそれをとるので、官吏の税金はひどい、間違つたことだと思ふ。これはしかし一般の勤務所得というもののにらみ合わせとか、いろいろのことがありますが、勤務所得税を下げるべきか、いろいろな案があるやうであります。大蔵当局はこの点についてはどう考へておられるか。このままですとこんなふうな数字を皆あげていきますと、これが汽車賃にも、郵便料にも、米にも皆響いていくというところが、一体おかつているのかないのか。そういう点を説明してもらいたい。

○今井政府委員 御指摘の通り、これは勤務所得税に限らず、すべて所得税の税率の超過累進率は、かなり高いものになつております。なかなか勤務所得税につきましても、税額が完全に捕捉される關係から、各方面からいろいろ御指摘をいただいているので、これにつきましても、目下大蔵省の事務当局におきまして本格的予算とにらみ合わせて検討中でございます。勤務所得につきましても、許す範囲内において極力軽減をはかりたい。が、この人の給料は、税金なんかさういふものはかけないやうにしてやつて、三千六百二十円とすればいいじやないか、もとの三千五百円というものもつと減つて、三千円をもつと下るでしよう。

体この税金は約半分に減る、従つて今の検事正、所長クラスにおきましては、八千円の税金が四千円程度になるといつたくらい軽減にはなつていけるのではないかと意圖のもとに、今せいか、立案を急いでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○明議委員 それはいつごろできる御予定でしよう。こういうものは、今私が申し上げた通り、大体程度の問題もありませんけれども、私は官吏に渡す給料から税金をとるというのはどうも、あいが悪いと思ふのであります。これはさういふ案ができる予定があるならば、一般行政官の給與についても、すべてがさういふことを考慮してやつていかなければ、物價を抑えることができないのではないかと。私は内閣を責めるのじやありませんけれども、今までの内閣のやり方は、七月五日の去年の物價を上げたときから、汽車賃も、郵便料も皆上げていつておる。今日日本の予算は大体六千億くらいまではどうやらもつつかというところですが、それ以上になつたら経済的に破壊するのじやないでしようか。さういふ意味からいつて、これは何とか一判事、検事の連中でも、さういふ紙切れのやうな許しをもらつても何にもならぬ。實際は減るものならば、もつと手取の点に考慮して、この法律案を改正していくやうな方法をとられるつもりはないのでしようか。私はさういふ案ができておるということだけではいかぬので、至急にこれをやつてもらいたいと思ふ。なかなかこれは物價をつり上げていつておるから、これをやつただけでも、一般に影響するところが大きいと思ひます。その点についての御意見を承ります。

○今井政府委員 今回の判検事の給與の案も、先ほど申し上げました臨時給與委員会の二千九百二十四ベースを基礎にいたしております。この二千九百二十四ベースは御承知でもございまいやうが、民間給與と官廳給與との権衡をはかるというところが一つのねらいであり、同時にまた現在日本における國民の消費水準を基礎にして、それと官公吏のベースをはかるという両点の出ておりましたところに、この数字を求めております。もちろん一月現在の推定でございまして、今日との間に若干の物價の相違はございますが、少くとも現時におきましては現在日本にあることができる限りの資料を検討してできた結論でございます。ただ民間給與へ追いつかせたといつた意味において、もちろんゼロではございませんが、物價に對して、インフレへの刺激はきわめてその力が弱くあろうというのが委員會の見解にも相なつております。政府としてもさうに考へておりまして、この観点からいたしまして、ただいまの國民經濟の全体の物價の値上りの程度、あるいはまた生産回復の程度といつたところから客觀的に押えても、この二千九百二十四ベースというものは、少くとも一月現在において、官公吏の勤務條件からして、相当な数字と認められたわけでございまして、この数字を基礎にして、判事、検事の特典な勤務條件や、責任の程度等を勘案して、それとどれだけの差をつける、一般行政官よりもどれだけ待遇をよくするといった見地から、この案ができていわけでありまして、もちろん官吏に對して同じことであるから、

税金をかけないで、身ぐるみを、税引の金額を與えたいかかというところも、一つの御見解には相違ございませうが、これは一般勤務者との關係もございまして、從來各國等の例において、なか／＼輕々な結論が出せない問題ではなからうかと存じます。御了承願ひたいと思ひます。

○明議委員 この裁判官の報酬等に関する法律案の中で、九條の中に載つておるのを見ますと、その他の裁判官に對して、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。と書いてある。待遇給與以外の給與「生計費及び一般資金事情の著しい變動により、」云々というのが、第十條に書いてありますが、「一般官吏の例に準じて」というのは、どれを言うのでありましようか。一般官吏の例というのは、古いのを言うのですか、これからこしらえるものを言うのですか。

○今井政府委員 すべて一般行政官の受けるだけの給與は、必ず裁判官にも及ぶ、さういふ建前でございまして、でありまして、従ひまして、たとえば旅費でありますとか、そのほか家族手当、勤務地手当とかさういふいろいろの給與は同じでございます。すべて官吏の例を適用して適用されるという意味合でございまして、ただいまさういふ点は近く司令部の許可を受けました上、提案の運びになつております案がございまして、新しい規定が全面的に適用されるわけでありまして、なほ最後のところにも、もし一般水準が上つて役人のレベルが一般に上れば、裁判官の方でもこれと見合つて上げていくという規定は、要するにこれだけの待遇の差をずつと維持していこうという観点から

設けられた規定でございます。

○明議委員 私のお尋ねいたしましたのは、この法案の適用につきまして、一般の官吏の例に準ずるといふのは、今までの例を指すのか、これからできた場合の言うのか、その点を伺つてゐるのであります。

○今井政府委員 ただいまは一般官吏につきまして古い規定しか適用になつておりませんから、ただちには一應古い規定が適用されるわけでありまして、近く國會の御審議を願ひまして、議決に相なりますれば、新しい給與が当然こちらにもできることは、申すまでもございせん。なお今回の一般官吏の例に関する規定は、すべて遡及することになつておりますから、現実のものとしては、結局新しい規定が適用される、こういうことに相なつております。

○明議委員 大体の點はわかりましたが、どうか官吏並びに裁判官その他一般行政官の官公吏に拂われる一年の給與の總額を一通出していただきたいと思ひます。どのくらいこの方面に拂つてゐるのか、それが國家の予算の大きな基礎になつてゐると思ひます。そこで私はこの法律案は大いに検討されたいと思ひますが、こういうふうな一万円しかもらぬのに、一万八千円というふうな数字をつけるような給與令は何とかしなければ、物價を上げていく基準になつて將來恐るべきものが私はあると思ひますので、この点について、私どもは各委員の方と研究したいと思ひますが、当局においても、この点について物價を下げるというところに努力する氣持が十分にこころいふ、こころに一つ御活用願ひたいと思つておる次第であります。私はこれで終ります。

○今井政府委員 今回の法律案にはそのういつた建前で、第九條でございまして、明文が書いてございまして、

○鐵治委員 そこで承りたいのですが、他の官吏と異なるのは時間外給與だけであらうでしょうか。そのほかにも何か特別のことがありませんでしょうか。

○今井政府委員 その他には別に一般官吏にやるものであつて裁判官の方に出不さぬものはございせん。また別に裁判官の方に出不さぬものも一般官吏に出さないというものはあるかもしれせんが、法律の明文がないために、そういうことはできません。

○鐵治委員 何ゆゑに時間外勤務を裁判官や檢察官に出さなかつたか。その理由をひとつ。

○今井政府委員 これは勤務の狀態からいろいろとお話合ひが出来ます。そのういつた説が出てまいつたのであります。要するにその普通の労働基準法に考へております官廳の門を渡つてから出るまでが勤務で、一歩門を出れば勤務ではない。かように考へるのにはふさわしくない勤務である。そういう職務はほかにも考へられると思ひますが、まだ固まつておりません。が、私どもは教員などについても同一のことが考へられるのであります。すなわち教授する時間以外に、やはり下

調べをするとか、採点をするとか、教案を書くとかいう時間を、たとえその勤め先にすわつておると、すわつておらないということによつて取扱ひを区々にするといふことは適当じやなからう。判事、檢察について、その点同一のことが考へられはしないか。従ひまして、こういうものは、むしろある程度想定を加へまして、あらかじめ給與の中にぶちこんで、定額をきめておくという方が適當であらう。それも極端に申しますと、普通の機械にくつてゐる労働者が機械を離れなかつたならば一時間いくら三十分いくら、こういう計算をいたしますよりは、やはり宅調される場合も相当多ございします。またこれによつては出勤時間なども守りにくいような職務でもございします。その、それもひつくるめまして、大体一般官吏の例を基準にいたしまして、それより約倍ないし三倍程度の超過勤務をなさるものというふうな含みで金額をその上に乗せまして、そうしてその上に一般官吏との待遇の差を加へまして、そうしてこの金額がはじき出されております。

○鐵治委員 まだいろいろと聞きたいことはありますが、その点はよろしゅうございします。そこで今度はぜひ先ほど明議委員から言つた表を出し願ひと同時に、他の一般官吏が時間外勤務によつてどれくらいもらつておるか。その標準を表にして出していただきたいと思ひます。それから今ここに表に出しておりますように、二級官吏になつた最初の場合、一級官吏になつた最初の場合、またずつと上の方を、どこでもよろしゅうございしますから、標準の表をお出し願ひたい。

○今井政府委員 今の點は、表よりもきわめて簡単に大體の見当がありますから、ここで申し上げますが、大體今一時間は二百分の一をもつて計算しております。すなわち千円の人であれば一時間が五円、二千円の人であれば十円、それで大體一般官吏の居残りと申しますものは、一日あたりいたしまして、平均して二十分ないし三十分でございします。ですからもし三十分いたしますれば二百分の一の十二、こゝういつた計算に相なります。それを基礎として御検討願ひたい。大體裁判官の分は、私どもの含みは、その一般官吏の標準の約倍ないし三倍といつたものを居残るものという式にそろばんを入れて、その上に現狀より見まして、含みとして二割強をくつつけたいのであります。

○鐵治委員 大體の見当はわかりますが、今まで實際出ておるところがわかれば、かりに大藏省なら大藏省で二級官吏には月いくら渡しておるか。一級官吏にはいくら渡しておるか。こういうふうなものができましてらお願いしたい。

○明議委員 もう一つ忘れておりました。これは法案ができておるくらいでありますから、もちろん大藏省はよいと思つてありますが、先ほど松永政府委員から説明されました檢察院に対する今度の總額七百三十九万七千四百八円、裁判官に対する總額一億四千四百七十二万五千四百円、これだけの總額について、大藏省安本は全部認められておることとはもちろんでありまして、よろしゅうございしますが、念のために一應伺つておきます。

○今井政府委員 もちろんこの法律は閣議決定をいたしましたのであります。それだけに追加予算の際に、正確に言へば、本予算の際に不足分は計上せられて提出されることになつてゐます。

○井伊委員 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○岡井委員 單刀直入に内閣總理大臣に相當なる御質問のみを申し上げます。くだ／＼しきことは絶対にお聴き申しません。ゆゑに總理におかれても、單刀直入に簡單にお答えあらんことを希望いたします。

新憲法によりますれば、總理は大臣に対する任免黜陟の權を握つておられる。また實際においても、國政は統一的に總理の方寸に従つて割り出さなければ何事もし得ない、普通の大官は總理大臣の事實上は一用人たる地位であると思つてございしますが、總理大臣のその點に対する御抱負を承りたいと思ひます。

○井田國務大臣 内閣總理大臣及び國務大臣は、ともに國民の公僕であります。いづれも國民に奉仕するをもつてその重要な使命としておるのであります。が、政務及び事務の取扱ひの上において、いづれかの人間が統一を保つだけの權限をもたなければならぬ。そういう意味において憲法並びに國家行政機構の法規においては、内閣總理大臣にその意味の權限を與えておることとは、岡井君のたゞいま御指摘になつた通りであります。そういう意味にお

○今井政府委員 今度の點は、表よりもきわめて簡単に大體の見当がありますから、ここで申し上げますが、大體今一時間は二百分の一をもつて計算しております。すなわち千円の人であれば一時間が五円、二千円の人であれば十円、それで大體一般官吏の居残りと申しますものは、一日あたりいたしまして、平均して二十分ないし三十分でございします。ですからもし三十分いたしますれば二百分の一の十二、こゝういつた計算に相なります。それを基礎として御検討願ひたい。大體裁判官の分は、私どもの含みは、その一般官吏の標準の約倍ないし三倍といつたものを居残るものという式にそろばんを入れて、その上に現狀より見まして、含みとして二割強をくつつけたいのであります。

○鐵治委員 大體の見当はわかりますが、今まで實際出ておるところがわかれば、かりに大藏省なら大藏省で二級官吏には月いくら渡しておるか。一級官吏にはいくら渡しておるか。こういうふうなものができましてらお願いしたい。

○明議委員 もう一つ忘れておりました。これは法案ができておるくらいでありますから、もちろん大藏省はよいと思つてありますが、先ほど松永政府委員から説明されました檢察院に対する今度の總額七百三十九万七千四百八円、裁判官に対する總額一億四千四百七十二万五千四百円、これだけの總額について、大藏省安本は全部認められておることとはもちろんでありまして、よろしゅうございしますが、念のために一應伺つておきます。

○今井政府委員 もちろんこの法律は閣議決定をいたしましたのであります。それだけに追加予算の際に、正確に言へば、本予算の際に不足分は計上せられて提出されることになつてゐます。

○井伊委員 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○岡井委員 單刀直入に内閣總理大臣に相當なる御質問のみを申し上げます。くだ／＼しきことは絶対にお聴き申しません。ゆゑに總理におかれても、單刀直入に簡單にお答えあらんことを希望いたします。

新憲法によりますれば、總理は大臣に対する任免黜陟の權を握つておられる。また實際においても、國政は統一的に總理の方寸に従つて割り出さなければ何事もし得ない、普通の大官は總理大臣の事實上は一用人たる地位であると思つてございしますが、總理大臣のその點に対する御抱負を承りたいと思ひます。

○井田國務大臣 内閣總理大臣及び國務大臣は、ともに國民の公僕であります。いづれも國民に奉仕するをもつてその重要な使命としておるのであります。が、政務及び事務の取扱ひの上において、いづれかの人間が統一を保つだけの權限をもたなければならぬ。そういう意味において憲法並びに國家行政機構の法規においては、内閣總理大臣にその意味の權限を與えておることとは、岡井君のたゞいま御指摘になつた通りであります。そういう意味にお

○今井政府委員 今度の點は、表よりもきわめて簡単に大體の見当がありますから、ここで申し上げますが、大體今一時間は二百分の一をもつて計算しております。すなわち千円の人であれば一時間が五円、二千円の人であれば十円、それで大體一般官吏の居残りと申しますものは、一日あたりいたしまして、平均して二十分ないし三十分でございします。ですからもし三十分いたしますれば二百分の一の十二、こゝういつた計算に相なります。それを基礎として御検討願ひたい。大體裁判官の分は、私どもの含みは、その一般官吏の標準の約倍ないし三倍といつたものを居残るものという式にそろばんを入れて、その上に現狀より見まして、含みとして二割強をくつつけたいのであります。

○鐵治委員 大體の見当はわかりますが、今まで實際出ておるところがわかれば、かりに大藏省なら大藏省で二級官吏には月いくら渡しておるか。一級官吏にはいくら渡しておるか。こういうふうなものができましてらお願いしたい。

○明議委員 もう一つ忘れておりました。これは法案ができておるくらいでありますから、もちろん大藏省はよいと思つてありますが、先ほど松永政府委員から説明されました檢察院に対する今度の總額七百三十九万七千四百八円、裁判官に対する總額一億四千四百七十二万五千四百円、これだけの總額について、大藏省安本は全部認められておることとはもちろんでありまして、よろしゅうございしますが、念のために一應伺つておきます。

○今井政府委員 もちろんこの法律は閣議決定をいたしましたのであります。それだけに追加予算の際に、正確に言へば、本予算の際に不足分は計上せられて提出されることになつてゐます。

○井伊委員 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○岡井委員 單刀直入に内閣總理大臣に相當なる御質問のみを申し上げます。くだ／＼しきことは絶対にお聴き申しません。ゆゑに總理におかれても、單刀直入に簡單にお答えあらんことを希望いたします。

新憲法によりますれば、總理は大臣に対する任免黜陟の權を握つておられる。また實際においても、國政は統一的に總理の方寸に従つて割り出さなければ何事もし得ない、普通の大官は總理大臣の事實上は一用人たる地位であると思つてございしますが、總理大臣のその點に対する御抱負を承りたいと思ひます。

○井田國務大臣 内閣總理大臣及び國務大臣は、ともに國民の公僕であります。いづれも國民に奉仕するをもつてその重要な使命としておるのであります。が、政務及び事務の取扱ひの上において、いづれかの人間が統一を保つだけの權限をもたなければならぬ。そういう意味において憲法並びに國家行政機構の法規においては、内閣總理大臣にその意味の權限を與えておることとは、岡井君のたゞいま御指摘になつた通りであります。そういう意味にお

○今井政府委員 今度の點は、表よりもきわめて簡単に大體の見当がありますから、ここで申し上げますが、大體今一時間は二百分の一をもつて計算しております。すなわち千円の人であれば一時間が五円、二千円の人であれば十円、それで大體一般官吏の居残りと申しますものは、一日あたりいたしまして、平均して二十分ないし三十分でございします。ですからもし三十分いたしますれば二百分の一の十二、こゝういつた計算に相なります。それを基礎として御検討願ひたい。大體裁判官の分は、私どもの含みは、その一般官吏の標準の約倍ないし三倍といつたものを居残るものという式にそろばんを入れて、その上に現狀より見まして、含みとして二割強をくつつけたいのであります。

○鐵治委員 大體の見当はわかりますが、今まで實際出ておるところがわかれば、かりに大藏省なら大藏省で二級官吏には月いくら渡しておるか。一級官吏にはいくら渡しておるか。こういうふうなものができましてらお願いしたい。

○明議委員 もう一つ忘れておりました。これは法案ができておるくらいでありますから、もちろん大藏省はよいと思つてありますが、先ほど松永政府委員から説明されました檢察院に対する今度の總額七百三十九万七千四百八円、裁判官に対する總額一億四千四百七十二万五千四百円、これだけの總額について、大藏省安本は全部認められておることとはもちろんでありまして、よろしゅうございしますが、念のために一應伺つておきます。

○今井政府委員 もちろんこの法律は閣議決定をいたしましたのであります。それだけに追加予算の際に、正確に言へば、本予算の際に不足分は計上せられて提出されることになつてゐます。

○井伊委員 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分開議

○井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。

○岡井委員 單刀直入に内閣總理大臣に相當なる御質問のみを申し上げます。くだ／＼しきことは絶対にお聴き申しません。ゆゑに總理におかれても、單刀直入に簡單にお答えあらんことを希望いたします。

いて、内閣が一つの合議体としての職務及び事務を運用する上において、総理大臣が十分の責任をとつて、その統合調整をはかる決心をしております。

○岡井委員 裁判官の報酬、検察官の俸給等に関するこのたびの案の金額をもちまして、判事並びに検事が、一般國民の生活水準、それから判事、検事たるの品位を維持するにふさわしきものに足るとお思いになりますか。あるいは不足するとお思いになりますか。あるいは余るとお思いになりますか。ご意見を伺います。

○青田國務大臣 現在の社会情勢から言へば、ただいま提案しておる法律案の規定の内容である報酬及び俸給額をもつて、判検事の品位を維持する生活が十分に営まれるかどうかという御質問であります。判検事たる一個人たることを問はず、今日のとき経済情勢においては、収入をもつて十分家計を支えることの困難な事情にあることは、わが國を通じての現象であります。従つて公務員においても、その生活に一段のくふうを加えるにあらずんば、現在の國家の給與をもつてして、生活の上は相當窮乏を告げることも、十分に推測されるのであります。しかしながら、國家財政の現状をもつてすれば、この苦しい時期を何とかそれぞれの工夫によつて耐乏生活に甘んじて、國家のために奉仕してもらつていふことが、やむを得ない必要事になつておるのであります。判事、検事の報酬俸給を、他の公務員の俸給と比較いたしますれば、一段とよき待遇を與えておることも事実であります。他との権衡上から言つても、この程度で

満足させられることを希望しておる次第であります。

○岡井委員 なおかつ足らざるものと承りました。しかば、それ以下の、さらに悲惨なる生活状態を続けておられます裁判所、検察廳の下級職員は、救済は、いかがせられる御所存でございますか。

○青田國務大臣 昨日お答えした通り、公務員は、それ／＼の職務の重要性と、その責任の大小によつて、職域による給與の差別をつけておるのであります。すでに先般官公廳の代表者と妥協に到達した給與水準二千九百二十円をもつて、今日の官吏の一應の基準に決定しておる次第であります。むろんこれとても必ずしも十分とは考へられませんが、しかしながら二千九百二十円という数字は、これを平均家族の員數、かりに一家四名として、十年勤続した公務員に対しては約四千六百円の給與を支給することになるのであります。國家財政の現状においては、この程度で一應満足をしてもらふ以外に、新たな財源を得る見込みがないという事情にあることは御了承を願います。

○岡井委員 判検事のこのたびの案から生活を維持するに不足がありといたしますならば、國民の最低限度の生活費はどなたも同じでございます。今、今の總理のお答えは、いささかおさなりではないかと思つてござります。

次にこのたびの案によりますと、行政官との間に相當の開きがあるようでございますが、一般行政官に向つては、役得をお認めになるのでございましょうか。

○青田國務大臣 一般行政官吏に役得があるというのは、どういう御趣意であるか、具体的にお尋ねを願へば、また答弁をいたす方法もあると思ひますが、ただ役得というきわめて抽象的な御質問でありまして、的確に答弁をいたしかねます。

○岡井委員 時間が惜しいですから、もう少し單刀直入にお答えを願ひたいです。私は總理大臣の時間を奪うということは、國政に対して非常な罪惡と思つておるので、言葉は簡略にして御質問申し上げておるのでございしますから、これに対する答弁も簡單明瞭に願ひたいです。どうせ財政足らざる今日ですから、満足な御答弁を得られるとは思つていないのです。このたびの案ですら、生活を維持するにむしろ足りないといひましたれば、行政官はどうしてやつていくか。役得でも副収入でも何でもいいのですが、どうしてやつていくか。總理大臣としてさうな点を放置しておかれますかどうかという点でございます。

○青田國務大臣 御承知の通りに、國家財政は國民がそれ／＼の分に應じて租税を支拂うにあらずんば、人件費も事業費も支出するとは不可能な現状であります。しかばこの上とだけだけの租税能力が國民の間であるかというところが、現実の問題となるのであります。政府の見るところによれば、現在の経済状態においては、わが國の國民所得の總額から考えても、また地方の事情に顧みても、これ以上大幅の増税を國民に要求することは、非常な無理がある。國民が支拂い得ない支出を、この際あえて行かうことは、不可能な状態である。その事情をよく公務

員諸君に了解を願つて、乏しいながらもこの程度で満足してもらいたいというのが政府の考え方でございます。

○岡井委員 下級司法官吏、それから一般行政官、かような方面から判検事並びに俸給を引上げてくれなければ、判検事もわれ／＼も生活費は同じであるから引上げてもらいたいという要求が出るだらうと思ひます。それから一般労働者の労働攻勢、かようなものも考えなければなりません。それとも引上げてくだらないならば、われ／＼の役得、副収入をお認めになるか、この二点のいずれを御採用に相なりまするか、一般司法官吏並びに行政官が内閣へ迫つてきたときには、どういふぐあいになるのでございましょうか。

○青田國務大臣 官吏の中で、判検事以外の者の俸給がいささか段階がついておる。われ／＼も同じ國家の公務員であるから、同一の待遇を受けるべきであるという議論に対する政府の答弁は、昨日來この席で申し上げた通り、政府としては司法官の特別の地位を考慮して、また現在における檢察界の事情を考慮に入れて俸給を定めたという次第も申し上げたのであります。決してそれ以外の官吏が重要性がないという意味ではありません。しかしながら、國家の立場から特に優遇すべき必要のある者、特に事情において緊急避くべからざる場合における特殊の措置、これだけのことはぜひ講じなければならぬのであります。また官吏諸君の生活の苦しいことはよくわかりま

す。しかし退いて、それから官吏よりもさらに恵まれない國民が全國にいくらかあるか、戦争の結果、戦災地には幾多の戦災者もあり、引揚同胞の中には明日の食にも困つてゐる人間が多數にある、かような事態を顧みて、特に官吏のみが生活に窮乏してゐるという理屈をもつて、國民大衆に納得せしめ得るかどうか、今日の事情においては、この程度の給與をもつて公務員諸君が一應満足されることが、政府の見解によれば至当なところではないか、かように考へてゐる次第であります。

○岡井委員 答復権の問題にあらずして生活権の問題でありますから、これをさきがついたしまして、人件費の膨脹を來すということは、覚悟しなければ相ならぬと思ひます。現内閣は非常に予算編成難に苦しんでおられるようでございますが、はたして本年度の予算をお組みになる自信があらくなるのであるかどうかということを、國民は非常に不安がついております。この際御説明をお願いいたします。仕事に手の届かざる國民の不安を除去していただきたいのでございします。

○青田國務大臣 予算編成の問題は、先日來議院運営委員会において、政府から繰返し説明いたしましたごとく、國會のお希望に即して、六月の暫定予算と、二十三年度の本予算とを二本建て國會へ提出することに決定してあります。六月分の暫定予算につきましては、遅くも本月十五日ころまでには、國會に提出して御審議を願ふことができると思ひます。また本予算につきましては、價格改訂その他の問題とにらみ合はせて、本月中旬には國會に提出したいという目標のもとに、目下着々事務的に進捗しております。

○岡井委員 だいま申し上げました通

多の戦災者もあり、引揚同胞の中には明日の食にも困つてゐる人間が多數にある、かような事態を顧みて、特に官吏のみが生活に窮乏してゐるという理屈をもつて、國民大衆に納得せしめ得るかどうか、今日の事情においては、この程度の給與をもつて公務員諸君が一應満足されることが、政府の見解によれば至当なところではないか、かように考へてゐる次第であります。

○岡井委員 答復権の問題にあらずして生活権の問題でありますから、これをさきがついたしまして、人件費の膨脹を來すということは、覚悟しなければ相ならぬと思ひます。現内閣は非常に予算編成難に苦しんでおられるようでございますが、はたして本年度の予算をお組みになる自信があらくなるのであるかどうかということを、國民は非常に不安がついております。この際御説明をお願いいたします。仕事に手の届かざる國民の不安を除去していただきたいのでございします。

○青田國務大臣 予算編成の問題は、先日來議院運営委員会において、政府から繰返し説明いたしましたごとく、國會のお希望に即して、六月の暫定予算と、二十三年度の本予算とを二本建て國會へ提出することに決定してあります。六月分の暫定予算につきましては、遅くも本月十五日ころまでには、國會に提出して御審議を願ふことができると思ひます。また本予算につきましては、價格改訂その他の問題とにらみ合はせて、本月中旬には國會に提出したいという目標のもとに、目下着々事務的に進捗しております。

○岡井委員 だいま申し上げました通

り、生活権の問題でございますから、一般司法官吏、行政官をたたいま御答弁のごとき程度にいたされましては、どうせ足りないですから、役得その他、副収入に向つて奔走することに相なり、國民互いに相争わしめる。ために生産事業はおろそかになる。何とかかんとかして食えればよいという問題じやないのです。これは國民各自の言うことであつて、總理大臣としてはその無用な努力を廻つて生産事業に向われなければ政治家と言えない。その点の總理大臣としての御覚悟を承りたいのです。

○青田國務大臣 今日生活の苦しいことは、國民皆同じような境遇におかれているのであります。しかしながら、公務員たるものが、月給が少なくて生活に苦しいから役得をしてはばからぬといふごとき精神をもつてすれば、これは日本は亡國の道に行くよりほかありません。さういふ不心得の公務員に対しては、斷固たる処置をとる決心であります。

○岡井委員 過日運輸次官の問題が新聞に出ておりましたが、あの程度のこととはざらにある。それでなければ食えるわけがないでしょう、こゝういふことを民間の人々、官界の人々はお互いに二人寄つた席上では公言しているのをごさいます。さういふ点に向つて、わざと耳をおおわれておるのでございましょうか。

○青田國務大臣 不正なことを行つた官公吏に対して耳をおおうがごときことは毛頭いたしておりません。もしさういふ事実が具体的に現れた場合には、適切な処置をとる決心であります。

○岡井委員 検事は法務總裁の部下である。法務總裁は總理大臣の部下である。さすれば、一國の重要な検断の権利は總理大臣に握られてゐる。これは古くして新しき問題でございまして、この点の總理の御見解はいかがでございましょうか。

○青田國務大臣 國務大臣は内閣の一員として、内閣においては内閣總理大臣の憲法に認められた権限に服従される義務をもつてゐる。法務廳の職員は法務廳總裁の指揮命令に従うべき義務がある、さういふ意味において、間接に内閣總理大臣に対し法務廳職員は義務を負うことは、もとより當然のことでありまして、各省にはそれぞれ各省の長がありまして、各省の長が直接にその廳内の職員を指揮することであり、わが國法制の今日までの成立ちであります。従つて總理大臣たるものが法務廳總裁を経由せず、法務廳の職員を指揮命令するがごときことは、起り得ないと思つております。

○岡井委員 現在の檢察廳の状態は、下の方は司法警察官に向つて率いられておる。司法警察官が極端に申しますれば大事件だけは選り抜いて捨てて、小事件、きまりきつた事件のみを檢察局に送つて、その検事が最後に至るまでその抗争を維持しておられる。中には無理なる抗争までも、部下の面目を立てて維持しておられる。それから上の方行政部の圧迫を被つておつて、大事件を逃してゐる。私は今日亡國狀態の半分の責任は、檢察廳並びに裁判所にありと思つてございします。それが遺憾ながら制度上さういふに相なつておると思つてございします。が、御見解いかがでございましょうか。

○青田國務大臣 新憲法に基いて新しく成立した裁判所及び檢察廳の機構は、機構そのものとしては、今日急に改革しなければならぬやうな欠陥をもつておるとは考へておりません。機構は完全にでき上つておる。もし岡井君の御指摘のごとき事実が今なお存在しておるとするならば、それは運用の点において、なおかつ幾多の改善すべき部分が残されておるのであらうと思ひます。また司法部に対する行政的圧迫によつて、檢察廳の事務が左右されることがございすることは、絶対にあり得べからざることであります。もしさういふ事実がかりにあつたとするならば、政府としては全力をあげてこれを矯正するだけの決心をもつております。

○岡井委員 たゞは戦時中徴用違反で可憐なる國民を嚴罰に処してございした。が、もし檢察官にして高邁なる識見がございしたならば、その根源をつくといふ刑事政策をとり得たと思つてございします。さかのぼつて東條墮落政治を糾弾することもできて、今日の亡國狀態が半分くらいで済んだかもしれないのでございしますが、それらの歴史的事実に対して、總理はいかなる認識をもつておられましようか。

○青田國務大臣 個々の具体的事実について、今私からそのつた処置をお答えすることは非常に困難であります。しかし一般原則論としては、御承知の通り過去における行き過ぎの行動のあつた検事は、すでに相當檢察の官職を退いて、最近に改組された檢察廳の人員は、かくのごとき過ちを犯した経歴のない者がもつぱらこれに當つておるのでありますから、これ以上檢察廳の人事に対して、過去にさかのぼつて問題を提起する必要はないと思へております。

○岡井委員 今の質問の趣旨は小なることに對して行き過ぎ、大なることに對して行き足りないを申したのでございします。そこでただいま裁判官の報酬をもつて檢察官の俸給の上位たらしむべしといふのが、大體法曹界の輿論になつてゐるやうでございしますが、また昨日の總理の御答弁によりまして、ただいまの檢察官は判事と同じ資格任用であるから、にわかには待遇を上げるわけにいかないが、將來は別途の採用方針にする。つまり待遇を下げると言わなければかりのことをおつしやいまして、この法曹界一般の輿論、憲法に従つて判事を上位たらしむるべしといふ輿論と、總理の採用に當つて檢察官を一段と低く見るという御方針、この二つの事実から言ひますと、將來の檢察といふものは、はなはだ憂うべきものと思つてあります。起訴された事件を適當に判斷するのは、これはいわば凡人の仕事なのでございします。忠実にやりさえすればだれでもできる。しかしながら天下の情勢をながめていすに犯罪ありや、いかなる犯罪こそ檢察すべきであるか、またこの犯罪は大きいように見えても、不檢察にすべきであるか、かような大方針を決するのには、これは總理大臣とか最高裁判所長官、それ以上の識見高邁なる天才的の仕事であると思つてあります。そこで検事を判事の低位たらしめるといふことにいたしましたれば、この政治家的、天才的の重要な仕事——いかに判事が聖域を守つておりました

も、起訴してなければ手の着けようがない、司法權に對して最重要の地位を占めており、これがあるがために國家が減びるか減びないかという分岐点をなすくらい最重要の検事の地位を低めることに相なりましたならば、どういふことになるかといふと、憲法にうたれておる最高裁判所長官以下は、識見低劣なる、あるいは内閣の政策によつて動かされる範圍内、検事以下の識見、検事以下のまじめさの範圍内において行動をしなければならぬといふ重大なる矛盾を招來するのでございまして、これは最高裁判所長官以下の欲せられるところでないと思つてあります。が、これらの点につきまして將來の御方針を承りたい。

○青田國務大臣 何ゆゑに司法官を優遇すべきであるか、また何ゆゑに現在の段階において檢察廳の職員に他の行政官よりもすぐれたる待遇を與へる必要があるかといふ原則論は、昨日この席においてお答えいたしました通りであります。岡井君の御意見もむろん一個の意見として傾聴の値があると思ひますが、それは各人の見るところによつて違ふのであります。同じ黨の同僚である諸君でも、どつちかといふと岡井君と正反對の御意見を述べたべになつてゐるやうな事実があります。それは各人の見るところによつて、それ／＼見解が違ふところはやむを得ないと思ひますが、政府の方針は昨日申し上げた通りであります。

○岡井委員 私の考へはかえつて裁判官の地位を重からしめるといふのです。心ある裁判官はくだらない犯罪を起訴されて、さうしてそれに唯々諾々として判決を下すといふことになれ

も、起訴してなければ手の着けようがない、司法權に對して最重要の地位を占めており、これがあるがために國家が減びるか減びないかという分岐点をなすくらい最重要の検事の地位を低めることに相なりましたならば、どういふことになるかといふと、憲法にうたれておる最高裁判所長官以下は、識見低劣なる、あるいは内閣の政策によつて動かされる範圍内、検事以下の識見、検事以下のまじめさの範圍内において行動をしなければならぬといふ重大なる矛盾を招來するのでございまして、これは最高裁判所長官以下の欲せられるところでないと思つてあります。が、これらの点につきまして將來の御方針を承りたい。

ば、地位の低い検事の使用人というところになつてくる。こういう論理に相なつてくる。それで私は検事の地位を高めるというところが、裁判官の地位を重からしめるゆえんである。こういう議論でございまして、これは報酬の点はともかくとして、そういう点について、私ども司法委員も考えますから、内閣におかれても、御考慮を願いたいのです。それで今心配ないと思はれてしまつたが、この檢察事務については、いろいろの批評を聞いておるのでございまして、それらの点について、総理大臣も深き御認識をお願い申し上げたいと思ひます。

それから最後に少くとも現内閣におきましては、この新聞紙上をにぎわしてあります政界をめぐる金錢の問題、さうな点につきまして、総理、法務総裁から檢察廳に向つて不當なる圧迫をお加へになるというやうなことはないと思ひますが、この点はいかがでございましょうか。

○青田國務大臣 はつきりお答えいたしておきます。現内閣においては、檢察廳に向つて消極的にも積極的にも圧迫を加へるごとき行動は、断じて行つておりません。また將來も行く意思はもつておりません。

○岡井委員 まだいろいろございまして、総理のお考えはわかりましたから、これでもつて私の質問を終わりといたします。初めに述べましたとごとき、私は大臣は総理のみである。事實上においては、さうな考えをもつておられますので、総理におかれても、もう少し單刀直入的に総理大臣たるの責を發揮されて、司法部内の問題のみならず、すべての方面に向つて、一隅をあぐれば三隅が下つてしまふ。これではいつまで経つても、人件費の問題にしても何にしても、救われないのでございまして、その点について、深き御考慮をお願いいたします。私の質問を終ります。

○花村委員 司法権の運用に關係をもつておられます裁判官並びに檢察官に対して、他の行政官と比較をいたしまして、優遇をせなければならぬというところは、これは長い間提唱せられておつたところでございまして、遂に實現の機会を得ず、青田内閣総理大臣に至りまして、初めて具現せられましたことは、まことに喜びにたえない次第であります。その総理のお氣持に對して満腔の敬意を表する次第でございまして、しかしながら、本法案をつぶさに見てみますと、なるほど形においては優遇をいたしたとくに見えるのでありますけれども、實質的に本法案を検討してみますれば、決してこれは優遇の域に達しておらぬものである。こう言ひ得るのではないかと思ふのであります。と申しますのは、裁判官も檢察官も皆本法案において超過勤務に關する手当を創設したしておるのであります。この問題はただに兩者の物質的優遇という問題よりも、むしろ司法権の運用に大きな支障を來すのではないかと、いふことを、私はおそれるのであります。御承知のごとく、裁判官もまた檢察官も、いずれも今日のまでの勤務を見てみますならば、勤務時間外の勤務が非常に多い。しかもそれによつて辛うじて今日まで司法権の運用をいたしてきておるといふのが真相であるのであります。しかるに今日は統計をもつて見ましても、本年の三月現在の統計

によりまして、判事の定員が千四百七十七名あらなければならぬものが三百八十名欠員と相なつておる。それから檢察官の方もやはり三月現在において千二百九十一名あるべきものが五百四十四名欠員になつておるといふやうなことで、定員に充たないやうな状況におかれておるのであります。けれどもその仕事の分量はどうであるかといへば、むしろ從來より増しておると申さんければならぬ。今日國民が愛しておるものは、何かといへば、法律秩序は維持されず、あるいはまた治安の確立ができぬといふことで、ほとんど今日の國民生活に對して大きな不安をもつておると申さんければならぬのであります。

御承知のごとく、世界にその例を見ざる凶惡犯罪は出る。強盜、窃盜、すり、巾着切といふやうなものは、到處に起きておる。かような観点から見まして、事件はむしろ旧に倍して増大しつゝある一途をたどつておるのでございまして、この場合において、かくのごとき多くの欠員を包蔵しておるこの裁判官、あるいは檢察官等によつて、はたしてその任務の遂行ができるだらうか。おそろく今日の裁判官も司法官も全知全能を發揮して、おが國再建のために貢獻、努力をいたしますことは、もとよりのことであります。運用はいたすではありましようけれども、まことにこういう事情をつぶさに考へて見ますならば、その反面において一沫の不安なきを得ないと申さなければならぬのであります。しかもこれだけ多くの欠員をもち、しかも件数は日々殖えつゝあるという現実の上に立つて見ます場合において、はたし

てそれでいいのかといふことを考へてみなければならぬと思ふのであります。かように考へてまいります場合に、おそろく今後においては勤務外の仕事、その数も質も非常に増してくるであらうことは想像するにたがひないのであります。しかるにもかかわらず、これに反して超過勤務手当を創るといふことは、一体何ゆゑであるか。その理由がどこにあるかといふことを、一應お尋ねいたしておきたいと思ふ。

○青田國務大臣 花村君がたいま指摘されましたように、判事並びに檢察官の定員が近時著しく欠けておつて、新たに辭職を申し出る職員も相當の數に上つたことは事實であります。そういう点は、今日判事の待遇を引上げることによつて、その補充も急速に行ひ得るものと期待しております。目下法務廳においては、その補充のために、専心盡力しておる次第であります。

なほ超過勤務手当をなせ出さなかつたかといふ理由につきましては、實際上の点から考へて、決定いたしましたのであります。これは裁判所、檢察廳ばかりではございません。各省においても、忙しい役所はすいぶんと時間外の勤務をいたしております。しかもいやしくも課長級以上くらいは責任の地位におる公務員は、みづから進んで超過勤務手当を辭退しておるのが現状であります。各省において局長や課長が超過勤務手当をとつたという例はほとんどありません。裁判所、檢察廳においても、またその通りであります。公務員の精神が、この程度に振興されておるといふことは、私は國家として非常に喜ぶべきことであると考へておるの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

○花村委員 なるほど超過勤務手当は辭退しておる官吏もあるものであります。しかし制度の上から言つては、辭退したから何も制度として設ける必要がないという議論は、私はどこからか出てこないと思ふ。不必要であるといふことであらば、これはまた格別であります。辭退してゐるから超過勤務手当に關する規則を設ける必要はないといふ議論は、私は成立しないのではないかと、私は官廳のことは知りませんが、おそろく超過勤務手当も、すべての官吏が辭退してゐるというわけにはありません。かような意味において、そういう理由のもとに創られたといふことでありますならば、これはまたつた理由なきものである。しかし、判事並びに檢察官に關する俸給を著しく上げたがゆゑに、この超過勤務手当を創つたというお説であつたのであります。これは、これは私が当初に申し上げましたやうに、なるほど形の上では上つておられるけれども、實質的には決して上つておらぬというゆゑんの

でありまして、一つには現状において裁判所もしくは檢察廳の高級の人々が、特に職務のために時間外に働くという理由をもつて、多くの手当を受けようといふ心構への人々が非常に少いといふこと、また事務の性質上、いきおひ勤務外の仕事をしなければならぬ官廳であります。そういう点をならみ合せて、他の行政官廳よりも著しく高額の給與を支給することにきめたといふことも、一つの理由になつておるのであります。この点はむしろ今日の實情に適する方法と考へて、かような制度をきめたわけでありまして、

ものもまたここにある。今日までは超過勤務手当をもらい得ることに相なつておつた。どの程度もらつていたか知りませんが、おそらく時間外勤務の多いという点を考へてみれば、相当の収入があつたと私は思う。でありまして、超過勤務手当によつて今日まで薄給の官吏がどうにか、こうにか生活を支えてきたというふうな関係も考へ得られます。のみならず、むしろ今日の時勢から申しますれば、御承知のごとく能率給を支拂うべきものであるという声は非常に多い。外國においても、すでに能率給制度を実施いたしまして、相當の成果をあげているというこの事実を鑑みて、わが國においても、能率給を支拂うべきものであるという声が、相當かまびすしくなつてゐるのではありませんか、こうした時勢からみましても、勤務の能率をあげる意味において、勤務外に働いたその勤務に対する諸手当を給與するということは、これは當然とならなければならぬことである。またとつてしかるべきことである。とるのがよい。しかるにもかかわらず、本法案によりますれば、そうした考えに逆行するがごとき基調のもとに、この法案が提出されてゐるということは、いわば時代に逆行する法案であるとも、この点のみをとらえて言へば、言ひ得ると思う。こういふ点から申しまして、當然こういふ超過勤務手当のごときは、むしろ旧來よりもその額を増し、また與へる機会も多くしてやるという点であらなければならぬ。い。そうあつてこそ、初めて官吏が時間外だろが、いつだろが、身を挺して働かざることに相なるだろがと思ふのであります。殊にこれはこの前も

ちよつとどなたかの質問で言つたのか、答弁で言つたのか知りませんが、でも、檢察官のごときは晝でも夜でも、あるいは夜中でも、雨の日でも雪の日でも、何となくとも、一たび事件が起きた場合には、家を捨てて出ていかなければならぬという職に携わつてゐる。この人々が夜中勤務に働いておつても、なおかつそれに対して何らの報酬も拂わないという、そんな制度がどこにあるまいやうか、先ほど岡井君が官廳には何か特別な収入があるやうに言われたが、これはただに岡井君ばかりじゃありません。もしそれを無理が知らぬといふことであれば、官吏生活の表裏をよくわきまえてゐるという結論に相なるので、もう少し裏面を勉強してもらいたいと思ふ。それでこそ、初めて官吏といふものの生活に対する眞の理解をもち得るものであらうと思ふのであります。行政官などはどうかといへば、余得がある。あるに間違ひない。われわれもそれを見聞して知つてゐる。これは岡井君が言われたばかりぢやない。すべての人が認めてゐる。しかしながら、少くとも裁判官並びに檢察官に対しては、そういう余得のないことだけは明らかだ。余得がないからわが國の司法権といふものはここに嚴として存し、何人も犯すべからざるこの固い基礎をもち、またそこに光を放つてゐる。でありますから、他の行政官等と比較をして、そして裁判官並びに檢察官の給與に関することを考へるとするならば、これは大いなる誤りであり得ます。官吏生活の表面は知つておつたにしても、少くとも裏面を知らぬといふそりを免れないのではなからうかと思ふのであり

ます。こういう見地に立ちまして考へます場合には、たとえわすかの月給は上げても、さういふ超過勤務手当のごときものを削るということでは、結局大同小異に歸するものであります。のみならずそれがために、ひいては勤務時間以外の仕事は結局は鈍つてくる、おろそかになる、縮小されるといふやうなことで、この欠員のありまするところの司法権の運用には、大きな支障を來すと申さなければならぬと思ふのであります。さうながら、総理大臣はただいまの答弁において、裁判官並びに檢察官の欠員に対しては、近いうちに補充をすると言はれたのであります。けれども、それはじかゝるべきことでありまじやう。補充をしなればならぬ。また補充すべきではあります。けれども、しかしさういふ特殊な官吏は、すぐ補充しようといふても補充するわけにいかない。司法科の事務を修習して、さうしてだん／＼裁判官または檢察官に仕立てていくという過程を経るにあらずんば、何人を連れきててもその職にあてはめるといふことのできないところの特殊性をもつた官吏であるのであります。でありますから、総理大臣がいかに熱意をもつておやりになりましても、さう簡単にこれを補充するといふことはとうてい困難だ。でありますから、さういふ見地に立つて補充ができるから大体超過勤務手当などはいいという見解は、大なる誤りであらうと考へるのであります。今私の申し上げましたことについて、総理の御所見を伺つておきま

○青田國務大臣 いろ／＼詳細の事例をあげて、花村君よりお話がありましたが、ごもつともな点も確かにあります。しかし判例及事務及びある種の知能労働をやる官吏等においては、必ずしも役所に坐つておるといふ時間の長短によつて支給をきめるということが困難であることは、ちやうど國會議員が毎日登院しても少々休んでも、これを時間給によつて議費をきめることが困難なと同じやうな状態が、官廳においてもあるわけですから、裁判所に來ていない、あるいは検事局に來ていない、従つて時間外の仕事を明確につかむことは、たとへば官廳の下級の職員が、個々の命令をまつて働いておつて、ダイヤを打つておるとか、文書を書いておるとかいつたやうな仕事とて、おのずから違ふのであります。従つて裁判官並びに檢察官に対して、單に勤務時間の長短のみ目標として手当をきめるといふことが、必ずしも実情に即してゐない、さういふ理由を考へたのでありますから、その点は、殊にその方面に経験があり知識がある花村君のことであるから、必ずおわかりくださると思ひます。

○花村委員 しかしこの法案を見ますれば、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の緊急措置に関する法律による超過勤務手当は、これを支給しない、さういふ文句を使つてあるのではありませんが、今言われたやうに、知能的仕事を扱う官吏であるから、時間的のことは考へないでもよろしいといふやうなことは、私は理由にはなるまいと思ふのであります。裁判所においても、あるいは檢察廳においても、やはり他の官廳と同様勤務時間というものがきめられてゐる。従つてこの勤務時間を全然度外視しての考へ方であり得ますから、さういふことは、私は議論にならぬと思ふ。内閣総理大臣がさういふ議論をもつておるとは、私はよもや考へておらなかつた。さういふことになりますと、これは他の行政官の超過勤務手当は削らないで、やはり依然として残しておいて、裁判官と檢察官だけ削るというのですか。

○青田國務大臣 検事以外の行政官に超過手当を出さなかつたかといふことですが、裁判所及び檢察廳において、表に出てゐない官吏に対しては出すわけであり得ます。すなわち判事及び検事だけに出さない、さういふことなのです。それ以外の行政官の職員に出すか出さぬか、最終的決定はいたしておりましたが、ただいまのところでは他の諸官廳の官吏には超過手当を出すことにしたい、かやうに考へております。その理由は、御承知の通り、現在の検事の俸給と、他の官廳の職員俸給とは、大体三割から四割程度の開きがある。各官廳の職員の方が手当が低いのです。さういふ事情を勘案して、他の官廳の官吏には、時間外の手当を出すことにしたい、かやうに考へておるのであります。

それからさらに御了承を得なければならぬのですが、実は三時にどうして行かなければならぬ約束があつたのを、特に花村君に敬意を表して、三十分延長いたしたたのでありますから、あとはひとつ法務總裁からお聴き願ひたいと思ひます。

○花村委員 法務總裁ではいかぬ質問ですから、ちよつと二分ばかりお待ち

を願いたい。先ほど岡井君の質問で、國家財政の窮乏を云々されたので、実はこの点について詳しくお尋ねをしたかったのですが、時間が無いようでありますから、遺憾であります。これは一旦で申し上げることにしまして、と申しますのは、それは行政整理の問題なのです。國家財政が窮乏であるとか、あるいは國庫に金がないとかいうようなことを、口を開けばすぐ言われるのだけれども、しからば行政整理をなぜやらぬのか。今日の行政官といふものは、御承知のごとく日本で約千五百万人です。六人の世帯に一人の官吏があるということになつておる。この洪水のごとき官吏といふものは、これは要するに戦争当時にあつた統制を強化したりして、役人が要るので、結局引きこんだ役人なんです。ところが終戦になりまして、國家行政事務といふものは非常に少なくなつてゐる。減つてゐるのにおのづから役人は依然として昔のそのまますておるのであります。その一部分はすでに閣議においても論議を重ねたのであります。今しばらく時日をかしてさへもれば、必ず行政整理は断行するということをお答え申しておきます。

○花村委員 概要だけちよつとわかりませんか。

○青田國務大臣 行政整理の具体的内容については、ただいまここでお答えすることは差控えておきたいと思ひます。

○花村委員 いやありがとうございしました。

○中村(文)委員 時間がきておるようですけれども、法務總裁に一つお尋ねしてみたいと思ひます。ただ一言だけでありますが、観念的に申しますと、

と、かなり重大なものと存じます。檢察官の俸給等に関する法律案の第一條であります。第一條 檢察官の給與に關しては、檢察廳法及びこの法律に定めるものを除くの外、檢事總長、次長、檢事及び檢事長については、國務大臣の例により、その他の檢察官については、一般官吏の例によることとなつております。この條文から考えてみまして、すなわち檢察官については一般官吏の例によることとなつておるが、われわれ長い間の考え方は、廣い意味において、少くも司法官といふものは判事及び檢事を含んだものと考へておつたのであります。なるほど新憲法に特別に司法官に対する條項があるのでありますけれども、アメリカあたり

の判例その他の資料から見ても、檢察官は準司法官である。一般行政官とはその性質が異なるのである。これが私は確なる解釈の精神ではなからうかと考へておる次第であります。が、法務總裁の御見解をお聴きいたしておきたいと存じます。

○鈴木國務大臣 お言葉の通りであります。檢察官は、廣い意味における行政官には相違ありませんが、しかしそのやつておる仕事は、いわけの司法官的な仕事であります。外國の判例などにおきましても、これを特に準司法官——クワジ・ジャジアル・オフィサーと呼んでおるのであります。行政官のうちでは特別の行政官であるとして解いたしております。

○中村(文)委員 今日となりまして、私は修正しようというやうな強い考え方はないのでありますが、この第一條につきまして、この文言をほんとうから申しますと、檢事總長については

最高裁判所の判事の例により、次長、檢事及び檢事長については、高等裁判所長官の例により、その他の檢察官については、一般下級裁判所判事の例による。こゝういふ文句にこの條文がなつておるといふと、準司法官としての給與の精神が法律上にも浮び出て、他の一般官吏のいわゆる俸給、給與の問題などが、いろいろの形においていわけの増額優遇といふやうな動きが見えました。場合におきましては、はつきりと區別があつて、いわゆる準司法官としての取扱ひの立場と、一般官吏としての國家待遇の立場とが判然いたしておつたのではなからうかと存するのであります。大臣の御所見を伺つておきます。

○鈴木國務大臣 その点はちよつと中村委員の勘違ひと申し上げては失礼であります。が、勘違ひではなからうかと思ふのであります。こゝで言つては、國務大臣の例によるものと、あるいは一般官吏の例によるものとは、俸給以外の諸手当、たとえば勤務地手当、家族手当、さういふものは一般官吏の例によつて支給するのである。裁判官といへども、手当は一般官吏の例によるのであります。裁判官の報酬等に関する法律案の第九條をごらんください。いますと、報酬及び退官手当以外の給與は、これ——は國務大臣の例に準じ、その他の裁判官は一般官吏の例に準じて支給するということになつてゐるのでありますから、その点は御了解を願ひたいと思ひます。

○中村(文)委員 よくわかりました。

○打出委員 總裁に一言お伺ひしたいと思ひます。さうだつての新聞に、裁判官並びに檢察官に対する報酬の表が発表せられたときに、私のごく懇意な判檢事の人に會つて見た際に、これは時間外勤務の手当がなくなつてゐるから、實際の優遇にはならないといふ談話を聞いたのであります。まずお聴きたいことは、判事並びに檢察官に對しては、從來時間外勤務手当は御支給にならなかつたかどうかをお聴きいたします。

○鈴木國務大臣 從來時間外手当といふものは差上げてゐるのであります。それでありますから、まずいくらか本俸が安くともがまんをしていただくことができたのであります。しかしその点については、判檢事の諸君にも御意向を承りまして、同じやうな声を聴いてゐるのであります。しかしいくらか優遇にはなつてゐるのであります。これではまるで同じだ、あるいは前より悪いといふことはないのであります。実はさういふことに相なりましますから、原案として最初閣議に提案いたしましたものは、これから平均して六、七千円上のものであつたのであります。それは國家財政の現状と、他の官吏に對する給與等と比べて、とうてい採用いたしたくないという結論に到達いたしましたので、やむを得ずこの程度でがまんをしたやうなわけでありまして、もしこれでどうしてもやつていけないといふやうな事實が明らかになる場合には、インフレ進高状態にあるしては、近い將來に再び考慮いたしますとも、とにかく一應これでひとつお願いをしようにと考へてゐるわけであり

ます。

○打出委員 超過勤務手当を支給しないといふことについてのお話もよくわかりましたが、ただいまの御答弁によ

りまして、高給の檢察官、この人方は問題ないだろうと思ひますが、私どもの日常目撃するところでは、きわめて下級の、しかも年の若い新進氣鋭な檢察官、こういう人が第一線に立つて活動する機会が多いように考えられるのであります。従ひまして、さういふ下級な檢察官に対しては、この超過勤務手当を省いたために、実収入が相当減りはないかという懸念をもつてゐるのであります。はたしてそうならば先刻花村委員から申されたように、かえつて優遇案でないといふことになりはしないかと恐れてゐるのであります。この点についての御意見を承りたい。なおまた法務總裁としては、超過勤務手当を支給しないといふような原案で御満足になつておるかどうかいふことも承りたい。

○鈴木國務大臣 第一の点につきましては、給與としてこれ以上のものを考へることはむづかしい状態にありますから、実際に捜査に必要な費用その他、現在もさういふものはできるだけ給付いたしておるのであります。さういふ点について、支障を來さないやうに努力することによつて、下級の檢察官でも、安んじて仕事をなさうやうに考慮いたしたいといふことを考へております。

第二の点については、既に法務總裁として提案いたしました原案が、平均してこれよりも六七千円も高いものであつたといふことを申し上げたくらいでありますから、議会の多数が超過勤務手当を附加すべしといふことに相なりまして、さういふ御修正が行われることでありますならば、政府といたしましては、異議を申さないばかりで

なく、大いに賛成であるといふことを申上げるにはばからぬ次第であります。

○花村委員 法務總裁に今の質問に牽連して一言お尋ねしておきたいのです。裁判官並に檢察官に關しまする超過勤務手当をせぬといふことにいたしたことは、要するに時間外の勤務はしなくてもいいのだという意味に解釈していいのですか。もつとも労働基準法等によりまして、勤務時間等についても、相當むづかしいところの問題が各方面において起きておるのであります。要するに裁判官並に檢察官に対して勤務手当を支給せぬといふことは、時間外の勤務はやらなくてもいいのだという意味に解釈をしていいわけですか。それをお尋ねしたい。

○鈴木國務大臣 御承知のように、檢察官も同様であると思ひます。が、一に對しては、労働基準法を、この時間勤務の点について除外しておるのであります。一定量の勤務義務をもつておるものと解しておられますから、時間外は働かぬでもいいといふふうには、解しておらないのであります。仕事はどうしても中断できない場合には、定時外に残つて仕事をしてもらうことを期待しておるわけでありませう。

○花村委員 もちろんこれは労働基準法が適用されたとするたのじやない。労働基準法によつて勤務時間というものがやましく各方面で叫ばれておる今の時代において、もちろんこれらの官吏に對して、たとえ適用はないにしても、時代の趨勢に鑑み、やはり勤務時間といふものはある程度考えなければならぬじやないかと思ふ。もし法務總裁の言われるやうなことであれば、裁判官もまた檢

察官も、いつ役所へ出ていつてもよいといふことになる。今は八時、多は九時といふことに大体きまり、さうして午後四時といふことに大体相なつてゐるやうであります。さうすると、一時に出て行くのが、二時に出て行くのが、十時に帰るやうが、十二時に帰るやうが、勝手氣ままにできるといふことになるのですが、さういふ觀念で裁判官並に檢察官は勤務をしてよいといふことになりませんか。だいまの法務總裁のお話によれば、時間の適用がないのであるから、必ずしも超過勤務時間といふものを見ないでもよろしいといふやうな意味の御意見であつたのであります。さういふことになれば、私のただいま申し上げたやうな結果が生ずるのではないかと思ふのであります。さういふことは、それでいいでしょうか。

○鈴木國務大臣 そういふ結果が生ずるといふことであります。十分別に考慮しなければならぬと思ふのであります。法的には、時間外に勤務を強制する手段はないわけでありませう。實際上官吏としての良心に訴へなければならぬ問題であります。時間外勤務といふものを給することによつて、さういふことを誘惑するといひましようか、誘引するといふことが必要であるといふまでに、檢察官の勤務状態が憂べき状態にあるとは考へておらない、さう申し上げておきたいと思ふのであります。

○花村委員 そうすると、時間はいつでもよいといふことになつておりますか。

○鈴木國務大臣 そんなことはないのです。

○花村委員 法務總裁の言われるところによれば、時間に対する何らの制約がないと言われるのであるが、そんなばかなことはあるまいと思ひます。服務規律が何かにあるのではないですか。

○鈴木國務大臣 言葉が悪かつたと思ひますけれども、勤務時間は守つてもならなければならぬ。それ以上残つていなければならぬといふことを要求することは、法律上強制的にできないと思ふが、しかし仕事の実質上繼續する場合に、現実に動めておるのでありますから、それは勤務手当があるから残つてゐるといふほどさもなくはない、さういふことを申し上げておるのであります。

○花村委員 それを聴きたかつたのであるが、時間は何時から何時までという規則は何にありますか。それを伺つておきましよう。

○鈴木國務大臣 裁判所の檢察官も一般官吏の例によつて出勤時間、退勤時間といふものが標準になつておるのであります。

○花村委員 そうすると、やはり時間外の勤務といふことが考へられることになる。さうすると、時間外の勤務をしないでも別に差支へはないといふことになるわけですね。さういふことになりまして、要するに今のやうな欠員の多いときに、しかも事件の数は旧に倍するくらいいまでも、その率が上昇してゐるといふ今日、司法権の運用に何ら欠くるところがないといふお考えをもつておられますか。それから超過勤務をいたしても、それは各裁判官なり、あるいは檢察官なりの自由意思に任せておくといふことで、たとえ勤務

をしないでも差支へがないといふことになりましようか。その点を伺ひたい。

○鈴木國務大臣 超過勤務があることを予想して、この法律は立案してゐるわけでありまして、まあ非常にむづかしいことであります。が、超過勤務がどれくらいあつたかといふ平均をとつた率が、この中に織りこんでゐる。さういふうちに私は解してゐるのであります。時間外勤務も當然これだけの報酬を受ける以上はやるべきものである。さういふうちに解してあります。裁判官などの場合には、宅調と申しまして、家にいて調べるものが相当多いのであります。それから、時間外といふのは、どこを標準にしてきめるかといふことになる。一般官吏の場合に比べて非常に技術的にむづかしいといふことも考慮のうちにに入れて、この超過勤務のことを除外して、一般に率を高めた。さういふことも御了承を願ひたいと思ひます。

○花村委員 裁判官などは記録を家へ持つて行かれて、さうして仕事をやつてこられることは事実であります。が、しかし、さうした役所以外における勤務に關する時間等を測定するに困難だといふ御意見も、ごもつともであります。が、しかし、それは例外のことであつて、あるいは家で仕事をやるのが、かぬといふのであれば、役所でやつてもよい。役所でできないから家でやるというのじやないのですから、便宜上なるべく能率を上げようといふ意味で、さういふ方法を講じてゐるのでありますから、それは役所で正式に働かせるといふことになれば、家で仕事をするとさういふことは、あり得なく

なるのでありますが、いずれにしても、超過勤務手当というものは出すべきことは当然であると思う。行政官に出すと同時に、やはり司法官的な裁判官並に検察官に出すべきは当然だと思ひますが、これは出さない方が当然だと法務総裁はお考えになつて、この法案を出されたのですか。あるいは勤務手当を出すべく多少でも苦心をなさつたのですか。法務総裁も裁判官等に関しましては、最も深い知識経験を持つておられる方でありまして、そういう点はどうか。出さない方に努力をなすつたのですか。出すべく努力をして出し得なかつたのであります。それをひとつ最後にお尋ねしておきます。

○鈴木國務大臣 最初私が閣議に提案したときには、超過勤務がついておつたのであります。しかし種々審議の結果、超過勤務手当は削除すべきものであるといふことに決定をいたしました次第でありまして、その経過を申し上げますならば、その間の消息を御了解くださると信ずるのであります。

○石井委員 新聞紙上で見ますと、判事の一号給は二人というやうなことが出ておつたのでありますが、その点についてお伺ひいたします。

○鈴木國務大臣 判事と検事との差をどうしてつけるか、俸給を一齊にみな三百円下げ、五百円下げ、千円下げといふやうにしてしまふ、問題はきつめて簡単であります。いろいろ考慮の末、それが必ずしも實際に適していないといふことに相なりまして、それでもどこかにひとつ差をつけなければ、憲法の精神を生かす上においてもよろしくないではないかといふことに

相なりまして、最後に到達したのが、最高裁判所長官及び裁判官は、これはずつと上であることは御承知の通りであります。さらに判事の一番高い者は、検事の一番高き者よりも一段高い、そういう地位を設けよう、それによつて差別を現わそうといふことに落ちつきましたときに、それならばこの一号俸といふものは、特別の――昨日も御説明の中に申し上げたつもりであります。一号俸を設ければ、全部判事の古い人はこの一号になつてしまふといふことになる、一齊に検事の一番古い者たる、すなわち検事正との間に千円ずつ全部全國を通じて開きができてしまふ、これはあまりにはつきりしたけじめをつけ過ぎる、それほど別があるものではないのであるから、そういうので、実は閣議におきまして、希望条件として、この判事の一号といふものは、大阪、東京といふやうな大きな都市における裁判所長といふやうな人だけに適用されるものという了解を、最高裁判所に求めよう、こ

ういふことが出ておつたのであります。そのことが新聞に漏れたものであらうと思つたのであります。そういう話題になつたといふことがあるだけであります。

○石井委員 大体号俸は、総数をその号級に割りまして、一号が何名、二号が何名と、こつちうふにだしてきただけであります。ただいまのお話では、一号級は大体二人ぐらゐにして、最高裁判所に了解を得よう、かやうに閣議でいろいろと話があつたといふことですが、大体さうな点については、裁判所との了解がついてゐるのであります。

○鈴木國務大臣 これはまだ法律ができてゐるわけではありせんし、できただ上、運用は最高裁判所の決することによるのでありますから、法律的に私どもの方が強制することはできないのであります。従つてこれは法律ができました上、閣議の希望事項を裁判所に伝えるというだけでありまして、その上で裁判所がいかなる内規をつくり、あるいは方法に出られるかといふことにつきましては、ただいまこ

○石井委員 これはこの法律と直接は関係がないのであります。法務廳の關係であります。大体法務廳の長官は、判事あるいは検事から成つておるのであります。今度の一般行政官の俸給は、長官が大体八千円から一万円、こ

○鈴木國務大臣 その点は御指摘の通り、当局としては最も苦慮してゐる

ところであります。法務廳の職員は、他の役所の職員と違ひまして、非常に多数判事並びに検事の身分を有する者を採用してゐるのであります。しかし法務廳の職員となつております限り、一般行政官と同じ地位におるのでありますから、給與も一般行政官の例によるわけでありまして、ずつと低いのであります。たゞ、判事検事をしておれば、この給與を差上げることができ

○石井委員 これは希望であります。が、法務廳の職員並びに判事との人事交流があるといふことは、いろいろ法の立案並びに運営にあたつて円滑を來すことでもあります。俸給等の關係上、檢察廳並びに裁判所側から、法務廳との人事交流が不可能にならないように、いろいろと御処置願ひたいと思つた次第であります。

次に簡易裁判所の判事並びに副検事の登用の点であります。大体簡易裁判所の判事が、初任給ではあるといふやうなときは、古い裁判所の書記といふやうなものが多い。また副検事については、警察署長といふやうな人がはいるのが多いのであります。かやうな場合において、書記の俸給が高かつた。あるいは警察の警視としての俸給が高いといふやうなものを、この八号あるいは七号等の俸給において採用する場合におきまして、うまくその運営ができるかどうか。お尋ねしたいのであります。

○鈴木國務大臣 簡易裁判所の判事並びに副検事の給源とでも申しましようか、採用の方法につきましては、お言葉の通りであります。ここに出発点に五百円の差を設けてあるのは妥當であると信ずるのであります。相當議論があつた末、こつちういふことにいたしましたのであります。現実においては副検事を採用する条件の方が、簡易裁判所の判事をとりまふ場合よりも、嚴格であり、人を得るのに実は困つてゐるやうな事情にあるのであります。しかし行へば副検事を採用いたします給源を拡張して、もう少し樂に人を得るやうにしたいといふ、こつちういふ考えが

○石井委員 大体今度の俸給改訂をめぐりまして、裁判所並びに檢察廳方面において、いろいろと注文があつたやうなものがはいる。また副検事については、警察署長といふやうな人がはいるのが多いのであります。かやうな場合において、書記の俸給が高かつた。あるいは警察の警視としての俸給が高いといふやうなものを、この八号あるいは七号等の俸給において採用する場合におきまして、うまくその運営ができるかどうか。お尋ねしたいのであります。

○鈴木國務大臣 簡易裁判所の判事並びに副検事の給源とでも申しましようか、採用の方法につきましては、お言葉の通りであります。ここに出発点に五百円の差を設けてあるのは妥當であると信ずるのであります。相當議論があつた末、こつちういふことにいたしましたのであります。現実においては副検事を採用する条件の方が、簡易裁判所の判事をとりまふ場合よりも、嚴格であり、人を得るのに実は困つてゐるやうな事情にあるのであります。しかし行へば副検事を採用いたします給源を拡張して、もう少し樂に人を得るやうにしたいといふ、こつちういふ考えが

うであります。今後この法律が制定されまして、實際運営にあたりましては、判事一号を何名にするとか、あるいは検事を一号何名にするとか、かような問題によつて、また檢察廳並びに裁判所側に、いろいろとデリケートの問題も発生しようかと考えられるのであります。これがこの点につきましては、事前に了解を十分に裁判所側にも求めておきまして、そうして法律が制定せられ、この実行にあたりまして、いろいろなる問題が起らないように御注意を願いたと思う次第であります。

○鈴木國務大臣 その点はまことに適切な御注意でありますから、十分御期待に耐うように努力いたすつもりであります。

○池谷委員 先ほどから承つておりますと、法務廳から閣議に提出せられた原案によりまして、本俸においてこの原案より六、七千円高いものであり、さらにその上に時間外手当も支給されるように承つたのであります。が、さうでございますでしょうか。

○鈴木國務大臣 さうであります。○池谷委員 そうしますと、現在ここに提出せられております原案は、本俸において六、七千円削減せられ、しかも時間外手当をとられてゐるのでありますから、実質においては、ほとんど半分以上に削減せられたと思うのであります。先ほどから法務總裁の御意見を承つておきまして、よくわかつておるのでありますけれども、これでは判検事の特別の地位、身分あるいは責任等に鑑みまして、あまりに低きに失するきらいがあるのではないかと思つてあります。本俸において六、七千円削減せられておるのであります。

らば、せめて時間外手当でも支給いたしまして、優遇の途を講ずるように、ぜひしたいと存する次第でありますけれども、これにつきまして、簡単に御意見を伺ひたいいたします。

○鈴木國務大臣 その点はまことに私もとして苦しい立場にあるのであります。多々ます／＼弁ずるのであります。裁判官、検事だけの給與を考へることができないのであります。その他行政官吏として高級なる者、殊に内閣總理大臣及び憲法第七條の規定する認証官に対する給與というやうなものも、併せ考えなければならぬ立場におかれておるわけでありまして、その給與の法律案も、近く提案いたす予定であります。が、それ、閣議において同時に議せられたわけでありまして、そのうなると内閣總理大臣が三万五千円という原案になつておるのであります。しかるに最高裁判所長官三万五千円、検事總長三万五千円というふうに出したわけでありまして、どうしても内閣總理大臣の給與が二万五千円ということに種々論議の末落ちつきました結果は、最高裁判所長官にもその線まで下つていただくしかない。そうなるものとまた引續いてほかも同じように下ることに相なりまして、これは今やみに動かしなすると、非常に均衡の上にむづかしい問題を生じますので、政府といたしましては、一應この原案を通していただき、こゝろ希望する次第であります。そして、もしさらに増額を必要とする場合には、他の給與ともならみ合わせながら、一斉に増額を考へていただきたい。但し時間外給與の点は、これは問題が別でありますから、國會の多数の御意思がさういうことであるならば、

ば、政府としてむりに反対すべき理由はないと考へておる次第であります。

○中村(文)委員 この程度で質疑を打ち切りたいことを望みます。

○井伊委員 それでは質疑はこれをもつて打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井伊委員 それでは質疑はこれで打ち切ります。本日の會議はこれで終ります。

午後四時十七分散會

昭和二十三年七月十日印刷

昭和二十三年七月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局